（不支給事由該当の届出）

第十九条　（略）

２　前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

（氏名変更の届出）

第二十三条　（略）

２　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　（略）

３　（略）

（住所変更の届出）

第二十四条　（略）

２　前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

３　（略）

（払渡方法等の変更の届出）

第二十六条　（略）

２　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　（略）

３　（略）

（所在不明の届出等）

第二十七条　（略）

２　前項の届書には、補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号通知書その他の当該補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

３～５　（略）

（死亡の届出）

第二十八条　（略）

２　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号通知書その他の当該補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　（略）

３～５　（略）

（未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の請求）

第三十条　（略）

２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　（略）

三　補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号通知書その他の当該補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

四　（略）

３　（略）

（不支給事由該当の届出）

第十九条　（略）

２　前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

（氏名変更の届出）

第二十三条　（略）

２　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　（略）

３　（略）

（住所変更の届出）

第二十四条　（略）

２　前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

３　（略）

（払渡方法等の変更の届出）

第二十六条　（略）

２　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　（略）

３　（略）

（所在不明の届出等）

第二十七条　（略）

２　前項の届書には、補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳その他の当該補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

３～５　（略）

（死亡の届出）

第二十八条　（略）

２　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳その他の当該補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　（略）

３～５　（略）

（未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の請求）

第三十条　（略）

２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　（略）

三　補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳その他の当該補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

四　（略）

３　（略）